

「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施工されます。

1 時間外労働の上限規制が導入されます！

施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

2 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

施行:2019年4月1日～

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

3 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！

施行:2020年4月～ ※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

※ 「産業医・産業保健機能」を強化されます。

・事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならない。

・事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならない。

◆ 詳しくは、最寄の都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

治療と仕事の両立支援制度導入事業主への助成金が拡充されました。

「環境整備助成」

・労働者の障害や傷病治療と仕事を両立させるための柔軟な勤務制度を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材を社内に配置した事業主に対する助成

企業在籍型職場適応援助者を配置した場合 30万円

両立支援コーディネーターを配置した場合 20万円

「制度活用助成」

・反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者のために、両立支援コーディネーターを活用して社内制度を運用し、就業上の措置を行った事業主に対する助成

対象労働者が有期契約の場合 20万円

対象労働者の雇用期間に定めがない場合 20万円

◆ 詳しくは、最寄の都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせ下さい。

